

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第15号（平成19年3月28日）

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例）

第2条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合

休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）並びに年次有給

休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。